

令和3年3月10日
健康部保健予防課

妊娠出産支援事業（産後ケア事業）の拡充について

1 妊娠出産支援事業（産後ケア事業）について

産後十分な援助が受けられず支援を必要とする産婦及び乳児に対して、心身のケア、育児の支援等を実施することにより母子に対する支援体制を確立し、子育て支援の充実を図るため、平成28年6月に事業を開始した。宿泊型、日帰り型及び乳房ケアを実施している。

令和元年度実績（利用者数）

宿泊型188人 日帰り型721人 乳房ケア 634人

2 宿泊型産後ケアの対象者拡充

（1）宿泊型産後ケアの概要

宿泊型産後ケアは、母子が休養できる施設において、助産師等による母子のケアや授乳・育児指導等の支援を行うとともに、宿泊による休養の機会の提供を行っている。利用は3泊4日を限度としている。

（2）対象者の拡充

産後ケア事業の実施を市町村の努力義務として規定した「母子保健法の一部を改正する法律」が令和3年4月1日に施行されることを受け、宿泊型産後ケアの対象者を次のとおり拡充して実施する。

【変更前】

初産で、支援を必要とする産後2か月未満の母子

【変更後】

支援を必要とする産後4か月未満の母子

3 今後のスケジュール

（1）変更時期

令和3年4月1日

（2）周知

区報・区ホームページにおける記事掲載、リーフレット配布、ゆりかご面接時の案内等により周知に努める。